

第15例目の脳死下での臓器提供及び移植に当たってのネットワークからの照会に対する厚生労働省としての対応について

平成13年7月31日

厚生労働省臓器移植対策室

1. 臓器提供者の親族への臓器提供意思について

臓器提供者の生前意思を尊重し、提供者の親族2名への臓器（腎臓）提供が可能かとの照会があり、これに対し、臓器提供者の生前の意思について客観的証言が得られる場合は、可能である旨回答。

- ・ 臓器移植の基本的理念はあくまで公平性であり、原則的には臓器の提供先を指定する本人の意思表示は認められるべきではない。
- ・ しかし、臓器提供者が、近親者といった極めて限られた者を臓器提供先として希望し、実際その者に臓器提供を行うことができるような場合には、臓器提供者の意思は臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第2条第1項にいう「自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思」の一つのあり方として、尊重されるべきである。
- ・ 今回の事例については、本人の生前意思（親族に腎臓を提供したい）が移植を受ける者以外の複数の親族から確認されたこと、臓器提供先として指定された親族が移植を受ける医学的適応があったこと等の理由から、移植を実施することが法に抵触し許されないとまでは言えないと判断（臓器提供者の「脳死判定に従う意思」及び「臓器を移植術に使用されるために提供する意思」はドナーカードで確認）。
- ・ なお、臓器提供者が生前特定の者に対する臓器提供の意思を表示している場合にどのようなルール化が可能か、今後、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において検討いただくことが必要と認識。

2 . あっせんに当たって

臓器提供者が臓器提供先として希望した親族が、ネットワークのレシピエント候補者として登録されていないが、コンピューターに登録する必要があるかとの照会があり、これに対し、

臓器提供者の親族への臓器提供意思が示されている中、提供される臓器が腎臓であり、レシピエント候補者が移植を受ける医学的適応がある今回の事例においては、改めて登録の必要はない

登録料相当額（3万円）を入金していただくことが望ましい旨回答。

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）（抄）

（基本的理念）

第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

- 2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。
- 3 臓器の移植は、移植術に使用されるための臓器が人道的精神に基づいて提供されるものであることにかんがみ、移植術を必要とする者に対して適切に行われなければならない。
- 4 移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならない。

（臓器の摘出）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

- 2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。
- 3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第一項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（以下略）

（業として行う臓器のあっせんの許可）

第12条 業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのアっせん（以下「業として行う臓器のあっせん」という。）をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、臓器の別ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。
 - 一 営利を目的とするおそれがあると認められる者
 - 二 業として行う臓器のあっせんに当たって当該臓器を使用した移植術を受ける者の選択を公平かつ適正に行わないおそれがあると認められる者

臓器提供先に係る本人の生前意思の取扱いについて（A案）

基本的考え方

1 臓器の移植に関する法律の解釈とその運用に当たっての基本姿勢

- ・ 臓器移植法においては、基本的理念の一つとして、「移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会を、公平に与えられるよう配慮されなければならない」とされており（第2条第4項）、原則として、臓器移植を受ける者は、あっせん機関に登録している者の中から、医学的理由により、公平に選択されるべきであることは当然である。
- ・ また、厚生労働大臣は、移植術を受ける者の選択を公平かつ適正に行わないおそれがあると認められる者には、業として行う臓器のあっせんの許可をしてはならないとされている（第12条第2項第2号）。
- ・ さらに、臓器移植法の成立の過程でも、公平な移植医療が行われることが前提として議論が進められ、形作られた経緯があるといえる。
- ・ このため、こうした臓器移植法を支える考え方に照らせば、親族等に提供者がいる場合には移植を待つレシピエントの列を飛び越えて移植を受けられるということは例え例外的にも認められるものではなく、提供先を指定する提供者本人の意思は尊重されるものではない。

2 提供先を指定した臓器提供を認めることにより予想される弊害

（1）移植待機患者を指定して提供をなし得る者に与える影響について

親族等の一定の範囲での提供先指定を認めた場合、移植待機患者の親族等に、当該待機患者のために自らの臓器を提供しなければならないのではないかの精神的な重圧を与えるおそれがあるのではないか。

提供者が自殺した場合にも、提供者の指定による提供を認めうるとすると、自殺を誘発するおそれがあり不適當ではないか。

（2）臓器移植医療全体に与える影響について

あっせん機関に登録して移植を待っている待機患者に対して不公平となるのではないか。

提供先を指定する場合、臓器提供意思表示カードに記載するなど、書面によりその意思を表示する必要があるが、そうした処理が定着することは公平な移植医療に反することになるのではないか。

(3) 運用上の不都合について

医学的理由により指定された者への提供ができなかった場合に、当該提供者からの臓器提供ができなくなるのか、それともあっせん機関に登録されている待機患者に配分されることになるのかなど、取扱いが複雑になるのではないか。

提供先の指定が認められるための要件を定めて運用するとしても、その要件に該当しないために提供先の指定が認められない事例が多発し、現場での混乱が起きるのではないか。

(4) 普及啓発の問題について

- ・ 臓器提供先に係る本人の生前意思の取扱いについて、提供先の指定が認められるための要件等を明確にした上で国民に周知徹底を図る必要があるが、それにより結果的に提供先を指定した臓器提供自体が推奨されるおそれがあり、不適當ではないか。

新たなルール（案）

レシピエントの選択は、あっせん機関により、公平かつ適正に行われることが原則であり、何人も自らの臓器の提供先を指定して臓器提供を行うことはできない。

また、臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合は、医師は、移植術を必要とする者に対する移植を行うために、当該提供先を指定する意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器（心停止後の眼球又は腎臓を含む）の摘出を行わないものとする。

(参考)

- ・ 臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合には、そうした余事記載がなされていれば、その意思表示は全体として無効として取り扱うことが運用上適当と考えられる。
- ・ また、臓器の別により扱いを変える必要はなく、脳死・心臓死とも同様の扱いとする。

ただし、提供先を指定する意思と併せて、指定した者への提供が不可能な場合には移植術を必要とする者へ臓器を提供する旨の意思が書面により表示されている場合にはこの限りではない。

~~であって、指定した提供先への臓器提供が認められないとすればどのように取り扱うかについて本人の意思が表示されていない場合には、本人の意思が「指定した者へ提供できないのであれば提供をしない」というものであったか、「指定した者へ提供できない場合は移植を待つ患者に公平に配分されることを希望する」というものであったのかが明確ではない。また、本人の生前の意思の解釈を、家族やコーディネーターに委ねることは適当ではない。~~

~~・ただし、指定した提供先への臓器提供が認められない場合の取扱いについて、本人の意思が明らかであれば、それに従って取扱うこととする。~~

提供先指定に係る生前意思の取扱いについて（B案）

基本的考え方

1 臓器の移植に関する法律の解釈とその運用に当たっての基本姿勢

- ・ 臓器移植法の基本的理念の一つとして「移植術を受ける機会の公平性」があり、原則として、臓器移植を受ける者は、あっせん機関に登録している者の中から、医学的理由により、公平かつ適正に選択されるべきであることは当然である。
- ・ しかし一方で、我が国の臓器移植法は、脳死判定及び臓器提供に当たって、本人の承諾があることを必要としており（心停止下における眼球及び腎臓の提供を除く）、諸外国における臓器移植に関する法律に比べて、本人意思を重視するものとなっている。
- ・ 我が国において、国民の理解を得ながら臓器移植を推進していくためには、こうした我が国の臓器移植法を出発点とし、これを適切に運用していくことが重要である。

2 提供先を指定する生前意思の取扱い

- ・ まず前提として、臓器移植法においては、明示の規定により、「臓器提供者が、自らの臓器の提供を受ける者を指定することは、いかなる場合であっても認められない」とはされていないところであり、提供を受ける者の指定を認めることが直ちに法に抵触し許されないとまではいえない。
- ・ しかし、あっせん機関にレシピエント登録を行い移植を待ち続ける者の数に比べてドナーの数が圧倒的に少ない中で、指定された者が、医学的理由による優先度の順番を飛び越えて移植を受けられるとすると、公平性の観点から疑問であるとの指摘がある。
- ・ 以上から、レシピエントの選択は公平に行われることが原則であるが、なお自己決定が認められる範囲を否定することはできないため、どこまで自己決定を認めるかという範囲を明らかにした上で、その範囲内に限って提供先を指定する本人の意思表示を認めることとする。

- ・ 範囲を明らかにするに当たっては、

（1）提供先として指定される者については、

臓器売買や、臓器の提供に係る一切の利益供与のおそれが低い者でなければならぬ

移植を待つ他の者との関係からみても、真に移植を必要としていると認められる者でなければならぬ

(2) 提供先を指定する意思については、

本人の自発的意思による提供であることが客観的に確認される必要がある。

有効な意思表示をなし得る者の解釈については、臓器移植法の運用上示されている指針を参考とすることが適当である。

ことに留意しなければならない。

→なお、当然のことながら、提供先に係る生前意思を表示することを普及啓発することは適当ではなく、移植適応の血族を持つ者に精神的な負担を与えることがあってはならない。

- ・ なお、提供先の指定が認められるための要件については、ルールとして明確化した上で国民の間に周知徹底を図ることが必要である。その際、原則として、臓器移植を受ける者の選択は医学的理由に基づき公平に行われるべきものであることや、臓器提供はあくまで本人の自発的意思に基づいて行われるべきものであることについても併せて周知・啓発を図ることとし、移植適応の血族を持つ者に精神的な負担を与えることがないように、配慮しなければならない。

新たなルール（案）

レシピエントの選択は、あっせん機関を介して、公平かつ適正に行われることが原則であるが、臓器提供者本人が、生前、既にあっせん機関に登録されている血族を提供先として指定する意思を書面により表示しており、かつ遺族が拒まない場合には、例外的に、提供先として指定された者に対する臓器の提供を認めること。

(参考)

- (1) 臓器提供者本人の指定による臓器の提供を受けられる者について
 - 臓器提供者の血族であること
 - 社団法人日本臓器移植ネットワークへのレシピエント登録を行っている者であること
 - 医学的に移植適応であること
- (2) 指定が認められる臓器提供者本人の生前意思について
 - 提供先を指定する本人の意思が書面により表示されていること
 - ・ 書面性を満たすものとしては、
 -) 本人の自署による署名
 -) 署名年月日
 -) 提供先として指定する者の氏名と臓器の種別
 - が記載されている文書であること
 - ・ 脳死下での移植の場合には当然脳死判定に従う意思が示されていること。

15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと

(3) その他

- ・ 指定された者に対する臓器提供につき、遺族が拒まないこと。
- ・ 本人の自発的意思による提供であること。
- ・ 臓器の別により扱いを変える必要はない。
- ・ 脳死・心臓死とも同様の扱いとする。特に、心停止下の腎提供も同様
- ・ 指定が可能な臓器の数は限られるものではない。